

函館市営住宅高額所得者明渡指導等に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市営住宅に入居している高額所得者（函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に該当し、市長からその旨の通知を受けた者をいう。）に対する市営住宅の明渡しの指導および請求等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(高額所得者に関する記録の整理等)

第2条 市長は、各年度の高額所得者について、住所、氏名、収入決定額、家族構成、勤務先および入居年月日等を別記第1号様式の市営住宅高額所得者個人別調書に記録するとともに、高額所得者の決定に対する意見申立書や収入申告書等の関係書類を整理しておかなければならない。

(市営住宅の明渡しの指導)

第3条 市長は、高額所得者に対して、別記第2号様式の通知書により市営住宅の明渡しの努力義務を喚起するよう指導するほか、明渡相談（第一回）を行うものとする。

(市営住宅の明渡しの勧告等)

第4条 市長は、前条の指導を行ったにもかかわらず、なお市営住宅を明け渡さない高額所得者から当該通知書に対する異議の申し出または相談がなかった場合および異議の申し出または相談があった場合において、申し出や相談内容の調査の結果もなお高額所得者であると認められるときは、別記第3号様式の勧告書により市営住宅の明渡しを勧告するとともに、代替住宅についての情報を提供し、合わせて明渡相談（第二回）を行うものとする。

2 市長は、UR賃貸住宅への転居を希望する高額所得者に対しては、別記第4号様式その1のUR賃貸住宅の入居者等の推薦書を独立行政法人都市再生機構業務受託者に提出するものとする。この場合において、当該高額所得者から別記第4号様式その2の移転先住宅のあっせん申込書を提出させ、これを添付しなければならない。

3 市長は、独立行政法人住宅金融支援機構提携の融資を希望する高額所得者に対しては、別記第4号様式その3の市営住宅収入基準超過証明書を交付するものとする。

(市営住宅の明渡しの再勧告)

第5条 市長は、前条の規定による市営住宅の明渡しの勧告を行ったにもかかわらず、なお市営住宅を明け渡さない高額所得者から当該勧告書に対する異議の申し出または相談がなかった場合および異議の申し出または相談があった場合において、申し出や相談内容の調査の結果もなお高額所得者であると認められるときは、別記第5号様式の再勧告書により再度市営住宅の明渡しを勧告するほか、明渡相談（第三回）を行うものとする。

2 前項の再勧告書の送付は、配達証明付き郵便によって行うものとする。

(市営住宅の明渡請求)

第6条 市長は、前条の規定による市営住宅の明渡しの再勧告を行ったにもかかわらず、なお市営住宅を明け渡さない高額所得者から当該再勧告書に対する異議の申し出または相談がなかった場合および異議の申し出または相談があった場合において、申し出や相談内容の調査の結果もなお高額所得者であると認められるときは、別記第6号様式の高額所得者に対する市営住宅明渡請求書により、明渡期限を定めて当該市営住宅の明渡し請求するものとする。

2 前項の市営住宅明渡請求書の送付は、配達証明付き内容証明郵便によって行うものとする。

3 市長は、第1項の明渡期限後もなお市営住宅を明け渡さない高額所得者に対して、最終の明渡相談を行うものとし、別記第7号様式の明渡相談（最終回）の開催通知書によって通知するものとする。

(市営住宅の明渡請求の猶予)

第7条 市長は、第3条の規定による通知書、第4条の規定による勧告書、第5条の規定による再勧告書および第6条の規定による明渡相談（最終回）の開催通知書の送付後、本人から相談および問い合わせ等

があった場合は、聴取内容を記録するとともに調査を行い、条例第28条第4項に該当する特別な事情がある場合と認められるときは、市営住宅の明渡請求を猶予することができる。

- 2 市長は、前項の市営住宅の明渡請求を猶予する場合は、別記第8号様式の市営住宅明渡請求猶予通知書によって、その旨を通知するものとする。

(市営住宅の明渡請求の提訴等)

第8条 市長は、条例第28条第3項に規定する期限が到来しても、なお正当な理由がなく市営住宅を明け渡さない高額所得者に対して、当該市営住宅の明渡しを求める訴訟の手続きを行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による市営住宅の明渡し訴訟を提起して勝訴判決を得た場合で、当該訴訟提起の対象となった高額所得者が市営住宅を明け渡さないときは、強制執行の手続きを行うものとする。

第9条 市長は、この要領による市営住宅明渡しの指導に対し、高額所得者から、自主的に市営住宅退居の申し出があった場合、または特別な事情により直ちに明渡しができない理由がある旨の申し出があった場合は、別記第9号様式の申出書を提出させるものとする。

- 2 市長は、特別な事情により直ちに明渡しができない理由がある旨の申し出があった場合は、申出書に当該特別な事情を証する書類を添付させるものとする。

附 則

この要領は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年度 市営住宅高額所得者個人別調書

年 月 日調製	整理No.
---------	-------

高 額 所 得 者	団地名	団地
	住宅番号	号棟号
	住所	函館市 町丁目番号
	電話番号	- -
	氏名	
	入居年月日	年 月 日入居

家 族 構 成 等	No.	居住者氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先	備考
	1		本人	..			
	2			..			
	3			..			
	4			..			
	5			..			

収 入 の 状 況	年 度						年 度						
	No.	年間 収入額	年間 所得額	令第9 条の 控除額			収入 決定額	年間 収入額	年間 所得額	令第9 条の 控除額			収入 決定額
				基礎 控除 振替	万円×人	万円				基礎 控除 振替	万円×人	万円	
	1			基礎 控除 振替	万円×人	万円	円 ×1/12=			基礎 控除 振替	万円×人	万円	円 ×1/12=
	2			同居 親族	38万円×人	万円				同居 親族	38万円×人	万円	
	3			別居 扶養 親族	38万円×人	万円				別居 扶養 親族	38万円×人	万円	
	4			特定 扶養 親族	25万円×人	万円				特定 扶養 親族	25万円×人	万円	
	5			老人 扶養 等	10万円×人	万円				老人 扶養 等	10万円×人	万円	
				障害 者	27万円×人	万円				障害 者	27万円×人	万円	
				特別 障害 者	40万円×人	万円				特別 障害 者	40万円×人	万円	
				寡婦	万円×人	万円				寡婦	万円×人	万円	
				ひとり 親	万円×人	万円				ひとり 親	万円×人	万円	
	計	円	円	円	円	万円		円	円	円	円	万円	

指 導 ・ 請 求 等	高額所得者決定通知	年 月 日	
	高額所得者決定通知に対する意見申立	年 月 日	
	意見申立に対する決定通知	年 月 日	
	市営住宅明渡し努力義務の指導通知	年 月 日	
	明渡し相談（第1回）	年 月 日	
	市営住宅明渡し勧告	年 月 日	
	明渡し相談（第2回）	年 月 日	
	市営住宅明渡し再勧告	年 月 日	
	明渡し相談（第3回）	年 月 日	
	市営住宅明渡し請求	年 月 日	市営住宅明渡し請求 明渡し期限 年 月 日
	明渡し相談（最終回）開催通知	年 月 日	
	明渡し相談（最終回）	年 月 日	
	市営住宅明渡し請求提訴	年 月 日	
強制執行	年 月 日		

申 し 出	申出書受理年月日	年 月 日
	申し出の内容	
	移転住宅等あっせん申込み	年 月 日

明 渡 し 請 求 の 猶 予 等	市営住宅明渡し請求の猶予	年 月 日 決定
	猶予する理由	※条例第28条第4項第 号に該当
	猶予する期限	年 月 日 まで
	その他の特記事項	

函 都 住
年 月 日

団地 号棟 号
様

函館市長

市 営 住 宅 の 明 渡 し に つ い て （ 通 知 ）

年 月 日付け市営住宅高額所得者認定通知書で通知したとおり、あなたの収入は、公営住宅法施行令第9条に規定する収入の基準を最近2年間引き続き越えています。この基準を越えると公営住宅法第28条第1項および函館市営住宅条例第28条第1項の規定により、当該市営住宅を明け渡す努力義務があるほか市としてもあなたに対して市営住宅の明渡しを請求することができることとなっています。

つきましては、法令の趣旨をご理解のうえ、自主的に市営住宅の明渡しに努められますようお願いします。

なお、特別な事情等がある場合には相談に応ずることとしていますので、ま
でお越しく下さい。

記

1 明渡相談の開催

ア 日時

イ 場所

2 連絡先

(電話)

()

函 都 住
年 月 日

団地 号棟 号
様

函館市長

市営住宅の明渡しについて（勧告）

このことについては、 年 月 日付け函都住による市営住宅の明渡しについて（通知）で、自主的に市営住宅の明け渡しに努められるよう通知をしたところですが、いまだに明け渡しがなされておられませんので、再度、自主的に市営住宅を明け渡されるよう勧告します。

市営住宅を明渡す場合の代替住宅につきまして、当市では下記の住宅についての情報を得ておりますので、あなたにおかれましてもこれらの情報を参考のうえ、早急に市営住宅の明渡しのご検討をお願いします。

なお、病気、災害等により著しい出費があった場合、または近い将来において定年退職等により収入が著しく減少することが予想されるなど特別の事情等がある場合は、相談に応ずることとしておりますので、
までお越しく下さい。

記

1 代替住宅の情報

現在、入居者 募集中の住宅	型 式	面 積	月額家賃	住 宅 所 在 地	入 居 者 募集期間	問 い 合 わ せ 先
		m ²	円			
		m ²	円			

2 明渡相談会の開催

ア 日時

イ 場所

3 連 絡 先

(電話)

()

別記第4号様式その1（第4条関係）

函 都 住
年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
様

函館市長

高額所得者の市営住宅明渡しに伴うUR賃貸住宅の入居者等の推薦について

このことについて、別添のとおり市営住宅に入居中の高額所得者から住宅あっせんの申込みがありましたので、下記住宅等について入居希望者のあっせん申込書を添え推薦いたします。

なお、本件ご決定のうへは当該入居希望者等を差し向けますので、よろしく入居手続のお取り計らいをお願いいたします。

記

入居希望住宅

団 地 名	
住 宅	UR賃貸住宅
型 式	

()

別記第4号様式その2（第4条関係）

移転先住宅あっせん申込書

函館市長

様

年 月 日

申 込 者	住 所	
	団 地 名	団 地
	住宅番号	号棟 号
	氏 名	

世 帯 の 状 況						
続柄	氏 名	年 齢	職 業	年間所得金額 (円)	勤 務 先 また は 営 業 所	
					名 称	所 在 地
本人						
計	名			円		

1 あっせん申込理由

年 月 日から公営住宅法第29条による高額所得者になったため。

2 希望事項

団 地 名	
住 宅	UR賃貸住宅
家 賃	円から 円まで
型 式	

市営住宅収入基準超過証明書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

独立行政法人住宅金融支援機構提携融資の借入に必要なため、下記事項について証明願います。

記

市営住宅入居者氏名	
団 地 名	団 地
入居後経過年数	年

上記の者について、公営住宅法第29条第1項に定める収入基準を超えていることを証明します。

年 月 日

函館市長

印

函 都 住
年 月 日

市営住宅の明渡しについて（再勧告）

団地 号棟 号
様

函館市長

あなたは、年10月1日をもって市営住宅に入居していた期間が5年間を超えており、また、あなたの世帯の収入が公営住宅法施行令（以下「施行令」という。）第9条に規定する収入の基準を最近2年間引き続き超えているため、すでに函館市営住宅条例第25条第2項の規定に基づき、その旨通知したところであります。

これにより、あなたは、高額所得者となり市営住宅の入居対象者でなくなったことから、函館市営住宅条例第28条第1項の規定に基づき、あなたに対し市営住宅の明渡しを請求できることとなりました。

このため、これまであなたに対し市営住宅の自主的明渡しを勧告し、また明渡相談の開催や代替住宅情報の提供など行ってきたところであります。

しかしながら、あなたは依然として市営住宅の明渡義務を履行されておられません。

おって、あなたに対して、住宅の明渡しを請求し、法的措置を検討することとなりますので、自主的に市営住宅を明け渡されるよう重ねて勧告します。

なお、病気、災害等により著しい出費があった場合、または近い将来において定年退職等により収入が著しく減少することが予想されるなど特別な事情がある場合などは、相談に応ずることとしておりますので、
まで必ずお越しく下さい。

記

1 高額所得者となるあなたの収入内容

施行令第9条第1項に規定する高額所得者となる収入	あなたの 年の収入	あなたの 年の収入
円	収入決定額 円	収入決定額 円

2 明渡相談の開催

ア 日時

イ 場所

3 連絡先

（電話 ）

4 あなたの収入決定額に疑義のある場合または収入が減少した場合は、速やかに申し出てください。

5 上記の収入決定額は、あなたに対して送付した市営住宅高額所得者認定通知書の年間所得額合計から、控除額および配偶者以外の所得のある世帯員について施行令第9条第2項に定める金額（ 円）を控除したものです。

（ ）

函 都 住
年 月 日

団地 号棟 号
様

函館市長

高額所得者に対する市営住宅の明渡し請求について（請求）

年 月 日付け函都住で通知した「市営住宅高額所得者認定通知書」のとおり、あなたは、市営住宅に5年以上入居し、かつ、年および年の収入決定額が月額を超えたため、高額所得者と認定されております。

つきましては、函館市営住宅条例第28条第1項の規定に基づき、高額所得者に対する市営住宅の明渡しを請求します。

なお、特別の事情により明渡しが困難な場合につきましては、別添の申出書に記入のうえ、までご相談ください。

追って、明渡期限が到来しても住宅の明渡しがない場合には、法的措置について検討することを申し添えます。

記

1 明渡すべき市営住宅の所在地および住宅番号

団地 号棟 号

2 明渡期限 年 月 日

()

函 都 住
年 月 日

団地 号棟 号
様

函館市長

明渡相談（最終回）の開催について

あなたは高額所得者に決定されておりますことから、年 月 日付け函都住による内容証明
文書で市営住宅の明渡しを請求いたしました。年 月 日をもってすでに明渡期限が過ぎて
おります。

この間、あなたには依然として自主的に明渡義務を履行する意向がみられず、まことに残念に思っ
ております。

あなたに対する市営住宅の明渡し請求から6か月の期間が経過していることから、この間に病気や
災害等により著しい出費があったか、または近い将来において定年退職等により著しく収入が減少す
ることが予想されるなどの特別の事情等が発生しているかも知れませんので、最終の明渡相談を下記
により開催します。よって、

まで必ずお越しく下さい。

記

1 明渡相談の開催

ア 日時

イ 場所

2 連絡先

(電話)

()

函 都 住
年 月 日

団地 号棟 号
様

函館市長

市営住宅明渡請求の猶予について（通知）

年 月 日付け市営住宅高額所得者認定通知書で通知したとおり、あなたの収入は、公営住宅法施行令第9条に規定する収入の基準を最近2年間引き続き越えています。この基準を越えると公営住宅法第28条第1項および函館市営住宅条例第28条第1項の規定により、当該市営住宅を明け渡す努力義務があるほか市としてもあなたに対して市営住宅の明渡しを請求することができることとなっています。

このため、年 月 日に明渡相談を行ったところ、特別な事情があるため直ちに明渡しができない旨の申出書の提出がありました。

この事情につきましてはやむを得ないものと認め、次のとおり市営住宅の明渡請求を猶予いたします。

記

猶予する期限 年 月 日まで

- 注 1 猶予期限日以後も、高額所得者として認定されており、かつ特別な事情が継続している場合は、改めてそれを証する書類を添付のうえ申出書を提出してください。
- 2 退職等によって収入が著しく減じた場合は、高額所得者の決定を取り消すことがありますので、住宅課に申し出てください。

※連絡先

（電話 ）

